

クライアント・クリアリング手数料の変更に伴う  
金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正について

I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務におけるクライアント・クリアリングの清算手数料について、海外清算機関との競争力の強化の観点等から、円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料を対象取引の債務負担日から取引終了日までの期間の長さに応じた料金体系に見直すことに伴い、「金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. クライアント・クリアリング手数料の見直し

- ・ クライアント・クリアリングに係る円貨建清算約定に関する新規債務負担手数料について、債務負担の申込みの日における終了日までの期間に応じた水準に変更する。

2. その他

- ・ その他所要の改正を行う。

(備 考)

・ 金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則第5条の2第2項

・ 同条第3項

III. 施行日

2020年4月1日から施行する。

以 上

## 金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クライアント・クリアリング手数料)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 円貨建清算約定</p> <p>当該各月に成立したクライアント・クリアリングに係る清算約定に関して、次のaからjまでに定める債務負担の申込みの日における終了日までの期間の区分に応じて、当該区分に属する清算約定の想定元本の合計額(以下「円貨建新規取引想定元本合計額」という。)について、1億円あたり当該区分に定める値を乗じた金額の合計額</p> <p>a 1年以下 90</p> <p>b 1年超3年以下 225</p> <p>c 3年超5年以下 405</p> <p>d 5年超7年以下 540</p> <p>e 7年超10年以下 720</p> <p>f 10年超12年以下 765</p> <p>g 12年超15年以下 810</p> <p>h 15年超20年以下 1,035</p> <p>i 20年超25年以下 1,170</p> <p>j 25年超 1,260</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(クライアント・クリアリング手数料)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 円貨建清算約定</p> <p>当該各月に成立したクライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本の合計額(以下「円貨新規取引想定元本合計額」という。)について、<u>1億円あたり720を乗じた金額</u></p> <p>(2) (略)</p>

3 各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する債務負担済残存取引手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

(1) 円貨建清算約定

当該各月末日の経過時点で残存するクライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本の合計額（以下「円貨建残存取引想定元本合計額」という。）について、1億円あたり25を乗じた金額

(2) (略)

4～6 (略)

付 則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

3 各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する債務負担済残存取引手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

(1) 円貨建清算約定

当該各月末日の経過時点で残存するクライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本の合計額（以下「円貨残存取引想定元本合計額」という。）について、1億円あたり25を乗じた金額

(2) (略)

4～6 (略)